

令和8年 3月 11日

各 位

高松市長 大 西 秀 人
(公印省略)

入札通知書

次のとおり指名競争入札（期間入札）を行いますので、通知します。

件 名	令和8年度高松市美術館電気設備保守点検業務委託
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
履行場所	高松市美術館(高松市紺屋町10番地4)
入札書提出期間 及び提出先	提出期間：令和8年3月23日（月）～3月25日（水） 提出先：高松市紺屋町10番地4 高松市美術館 (1)持参の場合 上記のうち、日曜日、国民の祝日を定める法律に規定する休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までに、高松市美術館3階事務室へ提出 (2)郵送の場合 上記提出期間の末日の午後5時までに必着
開札日時	令和8年3月26日（木） 午前10時
開札場所	高松市美術館 3階 会議室 開札に立ち会う場合の手続きについては、「 <u>高松市期間入札試行要領</u> 」による。
再度入札	有（入札書の提出期間及び開札日時は下記のとおり） (1)入札書提出期間 令和8年3月26日（木）～3月30日（月） 午後5時 (2)開札日時 令和8年3月31日（火） 午前10時
入札保証金	免除
履行保証 (契約保証金又は連帯保証人)	免除
支払条件	年2回完了払（適法な請求を受理した日から30日以内）
入札参加資格	(1) 公表日現在、高松市の令和8～10年の物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿の「建築設備保守点検」の営業種目「電気設備の保守点検」に登録されていること。かつ、令和7・8年度入札参加資格者名簿（建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等）の「電気工事」の営業種目「電気工事」に登録されていること。 (2) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示 第403号）に基づく

	<p>指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない</p>
現場説明	実施しない。
質問及び回答	<p>(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和8年3月17日(火)午後3時までに質問書(指定様式)を美術館美術課にFAX又はメールで送信すること。</p> <p>FAX番号：087-851-7250</p> <p>メール送付先：bijyutsu@city.takamatsu.lg.jp</p> <p>※ 指定様式は次のとおりです。</p> <p>質問及び回答書</p> <p>※ 受信確認のため、メールで提出する場合は送付後、送付した旨の連絡を質問書提出期間中の市の執務時間中(日曜日、祝日法に定める休日および土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)に電話連絡すること。</p> <p>(2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり通知します。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければなりません。</p> <p>ア 通知日 令和8年3月19日(木)午後1時まで</p> <p>イ 通知方法 FAX送信</p>
通信欄	支払条件：年2回払、完了検査後、適法な請求があった後30日以内に支払する
問合せ先	高松市美術館 本田：TEL 087-823-1730
その他事項	入札参加を希望しない場合、辞退届の提出は不要です。

【注意事項】

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱及び高松市期間入札試行要領(※)と期間入札(試行)に関する留意事項(※)、入札参加者の心得及び契約条項その他指示事項を遵守の上、入札に参加すること。なお、関係規程のうち、(※)については、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」>>「入札・契約情報」>>「契約監理課ホームページ」>>「例規・要綱等」に掲載している。
- (2) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記(入札書を提出する際のチェックポイント)」を始め、重要事項を記載している。
- (3) 質問がある場合には、質問及び回答に掲げる期限までに、質問事項を記載した書面をFAX又はメールで高松市美術館に提出すること。メール送信後は、高松市美術館に電話で連絡すること。
- (4) (3)の質問に対する回答をした場合は当該質問をした者に通知するほか、入札に先立って、取りまとめて全入札参加者にその内容をFAXで通知します。入札参加者は、当該内容を熟知の上、入札しなければなりません。
- (5) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領、期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。
- (7) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (8) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。この場合、辞退届の提出は不要。
- (9) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (10) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。
- (11) 落札者が契約締結日までの間において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示403号）による指名停止をされた場合は、契約を締結しないことがある。
- (12) (11)により契約を締結しないこととした場合は、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (13) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (14) 本入札は、令和8年度業務委託の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和8年度予算が市議会において可決されることを前提（停止条件）とするものです。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正または不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

<p>高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)</p> <p>1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員もしくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。</p> <p>(1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為</p> <p>(2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為</p> <p>(3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為</p> <p>(4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為</p> <p>(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為</p> <p>(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反</p> <p>(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与</p>

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください（もっと高松トップページ（<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>）≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ）。

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益

通報制度により通報することができます。

※同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

連絡先 高松市美術館 担当：本田

TEL 087-823-1730 / FAX 087-851-7250